京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

エネルギー消費量等報告書作成の手引

～準特定事業者のみなさまへ～

令和８年４月

もくじ

１　概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　報告書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３　報告書の記入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
４　使用量のお知らせ（請求明細）の確認方法・・・・・・・・・・・・・８
５　フィードバック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
６　Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
７　資料　様式について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
８　資料　根拠条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

京都市環境政策局地球温暖化対策室

1　概要

気候危機ともいえる時代に突入している中、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため、京都市では、２０５０年までに「二酸化炭素排出量正味ゼロ」が達成される脱炭素社会の実現を目指し、令和２年１２月に京都市地球温暖化対策条例を改正しました。

これに伴い、令和４年度から一定規模以上の床面積を持つ建築物を所有等されている方（この制度では、対象者を「準特定事業者」と定義しています。）を対象とした**「エネルギー消費量等報告制度」**の運用を開始しました。

⑴　制度対象の要件

＜対象となる建築物について＞

- **事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上の建築物を所有している方**が本制度の対象となります。
- 本制度では、当該対象者を**「準特定事業者」**と定義しています。
- 京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」は、本制度の対象外です。

※　根拠：京都市地球温暖化対策条例第45条及び京都市地球温暖化対策条例施行規則第19条

⑵　義務の内容について

この制度では、準特定事業者は**「エネルギー使用量及び省エネに関する取組状況等」**を毎年５月末までに京都市に報告いただくことを義務付けています。

御報告いただくエネルギーの種類は、電気、ガス、灯油、重油です。

報告書に記載するエネルギー消費量は、報告年度の前年度（前年４月～今年３月）分としてください。

※　電気、ガス等の使用明細書を紛失等され、消費量を把握できていない場合は、契約している小売電気事業者に御確認ください。

＜報告書について＞

- 毎年度、前年度の事業活動に伴うエネルギーの消費量について報告書を作成し、５月３１日までに京都市に提出してください。
- 本制度では、当該報告書を**「エネルギー消費量等報告書」**と定義しています。

※　根拠：京都市地球温暖化対策条例第45条及び京都市地球温暖化対策条例施行規則第20条

＜報告者について＞

- 報告書は、対象となる建築物の所有者が作成し、提出していただくこととしています。ただし、下記のいずれかに当てはまる者を所有者とみなすことができます。

（ア）当該建築物の管理組合の代表者

（イ）管理組合が構成されていない場合は、対象建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者

（ウ）対象建築物の全部を賃借等の理由により、事実上占有している者

（エ）対象建築物の所有者から、その建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

※　根拠：京都市地球温暖化対策条例第45条及びエネルギー消費量等報告書に関する要綱第3条

制度概要

２０５０年までに脱炭素社会の実現を目指す
二酸化炭素排出量正味ゼロを達成

↓

「エネルギー消費量等報告書制度」の運用開始

だれが？

準特定事業者

床面積１，０００㎡以上の
建物（事業用）の所有者
（　特定事業者は対象外　）

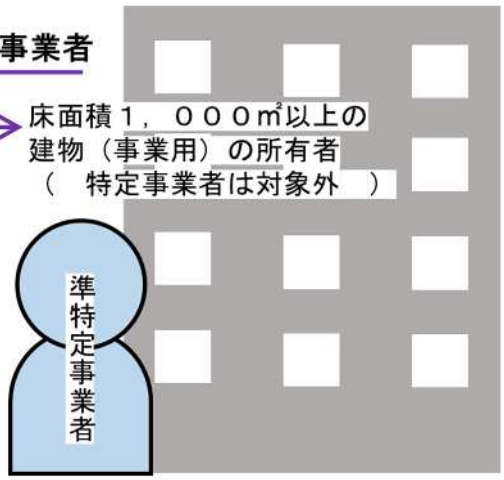

なにをする？

「エネルギー消費量等報告書」の提出

事業活動に伴うエネルギーの
消費量に係る報告書

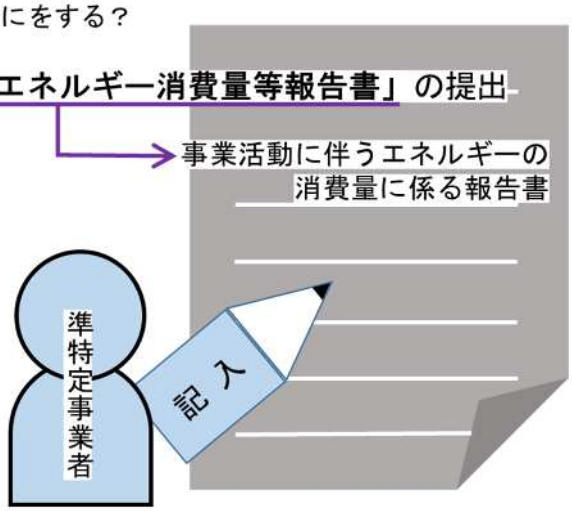

この制度で実施すること

前年度の年間使用量等を記入
（前年４月～今年３月）

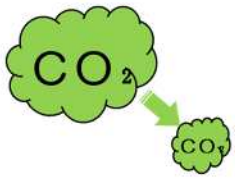

省エネに関する取組状況を記入
あてはまるものにチェック

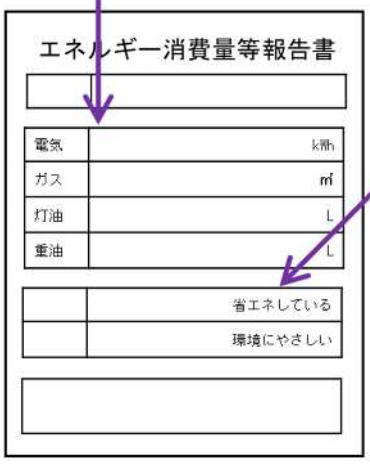

提　出

京都市
北部環境共生センター
南部環境共生センター

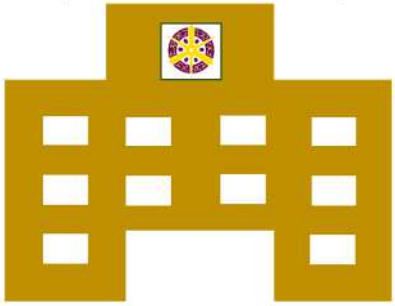

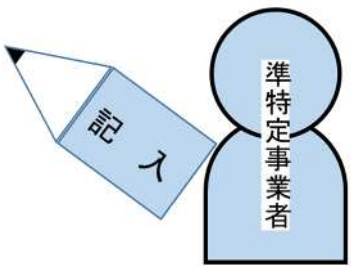

提　出　期　限
５月３１日

2　報告書の提出について

⑴　提出書類

エネルギー消費量等報告書：１部

※　指定の様式（要綱第８号様式）に記載のうえ、京都市に提出してください。様式については必要に応じて見直す場合がありますので、京都市からの案内文又はＨＰ等を御確認のうえ、最新の様式で御提出いただきますようお願いします。

※　様式については、毎年京都市から送付いたしますが、京都市のＨＰからダウンロード（エクセル又はＰＤＦ形式）することも可能です。電子メールでの提出に御活用ください。

https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000289103.html

⑵　提出期限

毎年度５月３１日

⑶　提出方法

報告書は、郵送、ＦＡＸ、持参、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

＜郵送、ＦＡＸ、持参による提出の場合＞

報告対象となる事業所の所在地に応じて、**北部・南部いずれかの環境共生センターに提出**してください。

郵送、ＦＡＸによる提出の場合は、**宛先を「エネルギー消費量等報告書担当者　宛」**としてください。

＜電子メールでの提出の場合＞

電子メールによる提出の場合、**メール件名を「令和〇〇年度（対象建物がある行政区名）区エネルギー消費量等報告制度（事業者名）」**とし、エクセル又はＰＤＦ形式にて作成した報告書を添付し、下記の該当する環境共生センターのメールアドレス宛に送信してください。

また、他の制度（事業用大規模建築物減量計画書など）と一緒に提出する場合、他の制度にメール件名等を合わせてください。

＜提出先　北部環境共生センター＞
（北・上京・左京・中京・右京区）
〒６０６－８５１１
京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町７番地の２
（左京区総合庁舎２階）
ＴＥＬ　０７５－７０１－９８００
ＦＡＸ　０７５－７０１－９８１０
hokubukkc@city.kyoto.lg.jp

＜提出先　南部環境共生センター＞
（東山・山科・下京・南・西京・伏見区）
〒６０１－８４４４
京都市南区西九条森本町６２番地の１
ＴＥＬ　０７５－６７１－０５１１
ＦＡＸ　０７５－６７１－０３２２
nambukkc@city.kyoto.lg.jp

※　報告書の内容、本制度についての質問、お問合せはこちらにお願いいたします。
京都市環境政策局　地球温暖化対策室（準特定事業者担当）
電話：０７５－２２２－４５５５　、メール：jtco2@city.kyoto.lg.jp

⑷　受付控えについて

控えは交付しておりません。受領印を押した控えを御希望の場合は、２部（正・副）を直接窓口まで御持参いただくか、切手を貼付した返信用封筒（宛名記入済のもの）を同封して郵送してください。

報告の流れ

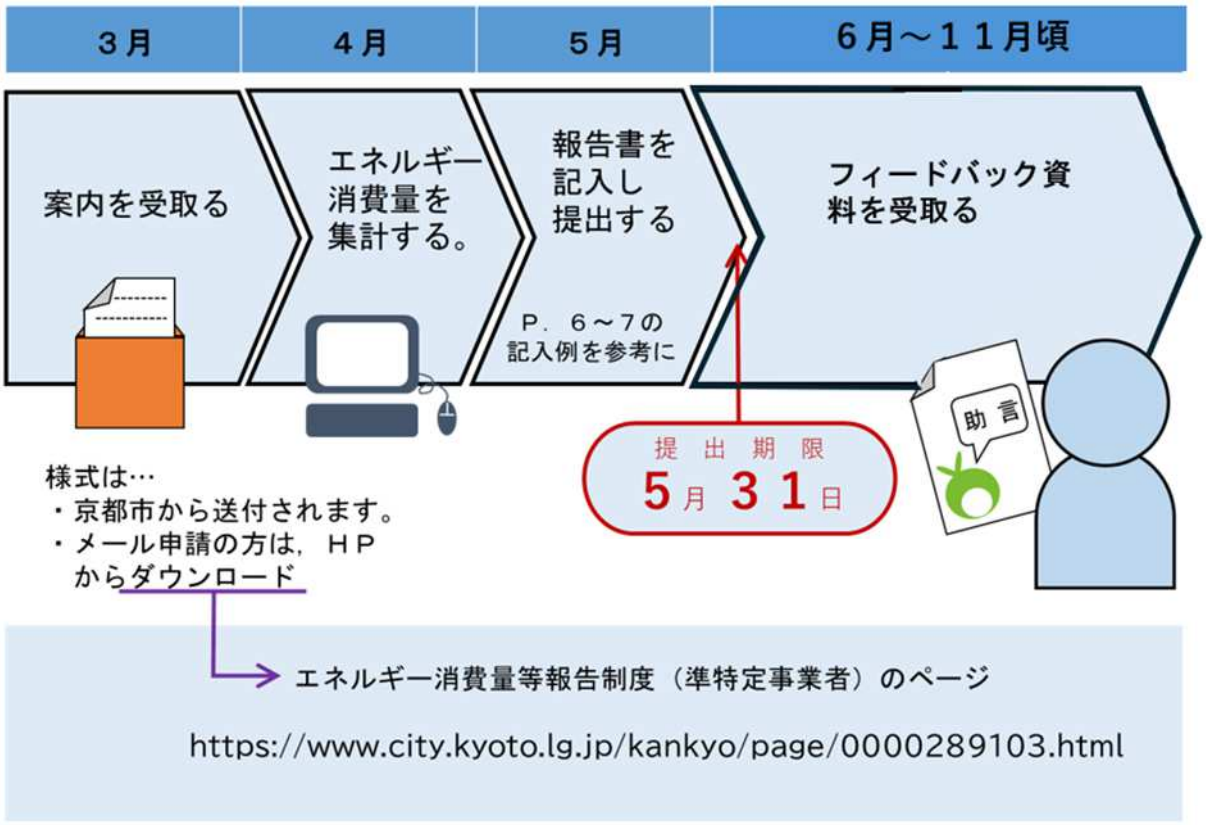

提出方法

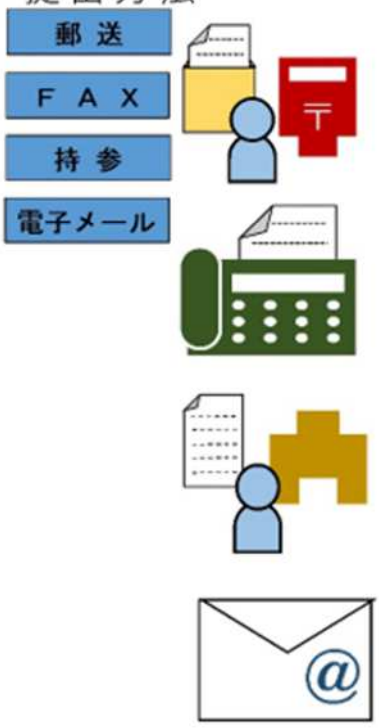

報告対象の事業所住所に応じて提出

＜北部環境共生センター＞
（北・上京・左京・中京・右京）
〒606－8511
左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2
（左京区総合庁舎2階）
TEL　075－701－9800
FAX　075－701－9810
hokubukkc@city.kyoto.lg.jp

「エネルギー消費量等報告制度　宛」

＜南部環境共生センター＞
（東山・山科・下京・南・西京・伏見）
〒601－8444
京都市南区西九条森本町62番地の1
TEL　075－671－0511
FAX　075－671－0322
nambukkc@city.kyoto.lg.jp

エネルギー消費量等報告書担当者　宛

3　報告書の記入について（記載例）

要綱第８号様式

エネルギー消費量等報告　②

識別コード	AA1234

（宛先）　京都市長　　令和○年５月○○日

提出者の住所（法人にあっては，主たる事業所の所在地）	提出者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者名）
〒　６０４－００００ ③　京都市中京区○○町１２３４番地	（株）京都○○商店　代表取締役　京都　花子

京都市地球温暖化対策条例第４５条第１項の規定により提出します。

実績の年度	令和○年度	
事業所の名称	○○ショッピングセンター	
事業所の所在地	京都市中京区○○町５６７|８番地	
事業所の延床面積	（訂正例）２，３０００　~~１，５００~~	m^2
建物の利用用途	⑤[4]	

④

電気	電気使用量※1	1,000,000	kWh
	太陽光発電量※1	21,000	kWh
	太陽光パネル設置容量	7.2	kW
	ガス使用量※1	30,000	m^3
	灯油使用量※1	0	L
	重油使用量※1	0	L

⑥

※　前年度（前年4月1日～今年3月31日）の年間使用量等を記載してください。

省エネに関する取組状況（該当する回答項目に「レ」又は「■」を記入）

省エネ・再エネに関する取組 ⑦	□	省エネ診断を受診したことがある。
	□	建物の照明は全てＬＥＤである。
	□	空調の室内温度や運転時間等のルールを設け適正に管理している。（参考：市推奨夏２８℃，冬２０℃）
	□	空調（室外機フィン、フィルター等）・換気設備，給湯機は定期的に清掃・点検を行っている。
	□	建物の窓に高断熱窓（ペアガラス、Low-e複層ガラス等）を導入している。
	□	電力の最大需要電力（デマンド値）をリアルタイムで監視し、デマンド値を抑制することに努めている。
	□	グリーン電力証書、非化石証書又はJ-クレジットを購入している。
	□	再生可能エネルギー比率が高い電力会社・電力料金プランと契約している。
		（上記チェックを入れた方のみ）　再エネプラン排出係数　0.198　kg-CO2/kWh
環境に対する取組	□	ＥＭＳ（環境マネジメントシステム）を導入している。
	□	脱炭素に関する社内研修の実施や、セミナーの受講奨励を行っている。
フロン対策	□	冷蔵庫等はノンフロン製品を使用している。
その他，省エネに関する取組事項等	今年の年度中に、省エネ診断を受診する予定です。 ⑧	

連絡先 ⑨	担当者名（法人にあっては，名称及び代表者名） △△ビル管理（株）　代表取締役　桂川　一郎
	担当者住所（法人にあっては，主たる事業所の所在地） 〒　１２３－１２３４ 京都市伏見区○○町　１２３－４
	担当者部署，氏名，連絡先 ビル管理課　鴨川　二郎 電話番号　０７５　－　１２３４　－　５６７８ E-mail　@

チェック欄　（報告書記入時に御利用ください）

□　①　本市から送付する案内文に記載されている「識別コード」を記載してください。

※　わからない場合は、空欄で結構です。

□　②　提出日を記載してください。

□　③　建物所有者様の情報を記載してください。

□　④　建物の情報を記載してください。前年度に報告書を提出いただいた事業者様は、昨年度の報告内容を予め印字しております。訂正がある場合は「二重線で消したうえで、正しい情報」を追記してください。

□　⑤　建物の利用用途については、下表から選択してください。

建物用途分類		用途分類例
1	事務所等	事務所，オフィス，メーカー等の本社（事務機能のみを有するもの）
2	ホテル等	ホテル，旅館等及びそれらに付随する施設（レストラン，結婚式場等）含む
3	病院等	病院，医療機関，福祉施設，老人ホーム等
4	物品販売業を営む店舗等	スーパー，ドラッグストア，ショッピングモール，自動車ディーラー
5	学校等	小・中・高・大学校，専門学校，自動車学校，各種学校，学習塾等
6	飲食店等	レストラン，喫茶店，バー等
7	集会所等	運動施設（ジム，ボーリング等），浴場，劇場，映画館，美術館，寺社，パチンコ屋
8	工場等	工場，倉庫

※　企業の「業種」ではなく、「建物の利用用途に応じた分類」を選定してください。

（例）飲食チェーン店「飲食店等」の本社（オフィス）の場合は「事務所等」を選定してください。

（例）スーパー「物販」の配送センター（倉庫）の場合は「工場等」を選定してください。

※　該当する用途が無い場合は、エネルギー消費量が近いと思われる用途を選定してください。

※　ひとつの建物で複数の用途がある場合は、エネルギー使用量が最も多いと思われる用途を選定してください。

□　⑥　前年度（前年４月～今年３月）に事業活動で使用されたエネルギー量について記載してください。

※　電気、ガス等の使用明細書を紛失等され、消費量を把握できていない場合は、過去の使用量を確認できるサービスを実施している場合があります。契約の供給事業者に御確認ください。

□　⑦　該当する項目について、チェックを入れてください。

□　⑧

□　⑨　報告書の作成を御担当されている方の情報を記載してください

※　報告内容について問合せさせていただく場合があります。また、来年度の「提出案内等の各種案内」についても、こちらに送付させていただきます。なお、連絡先に変更があった場合には、下記までご連絡をお願いします。

＜報告書記載内容等についての問合せ先＞
京都市環境政策局　地球温暖化対策室　準特定事業者担当
電話：０７５－２２２－４５５５
メールアドレス：ｊｔｃｏ２@ｃｉｔｙ．ｋｙｏｔｏ．ｌｇ．ｊｐ

4　使用量のお知らせ（請求明細）の確認方法

⑴　電気利用明細の場合（一例）

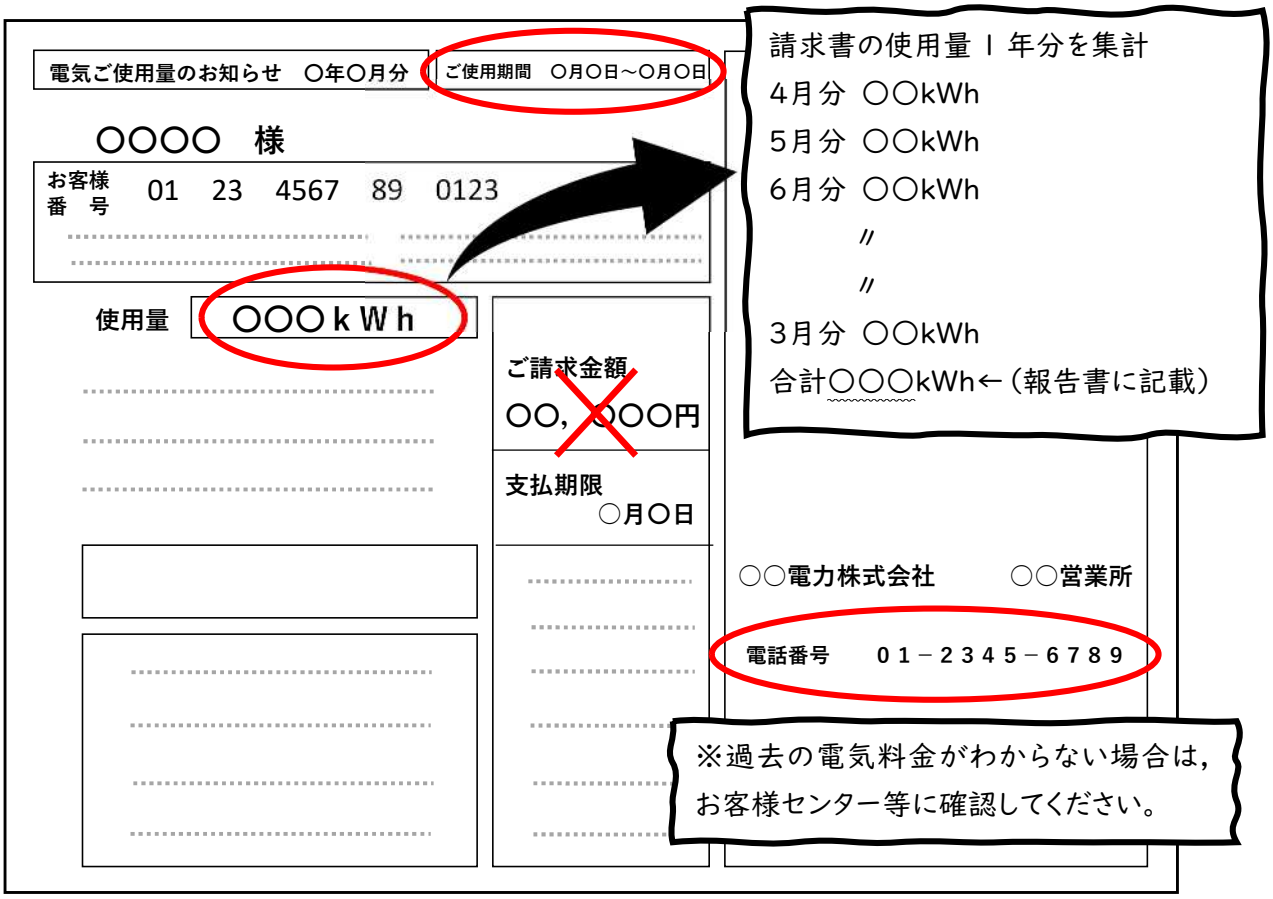

⑵　ガス利用明細の場合（一例）

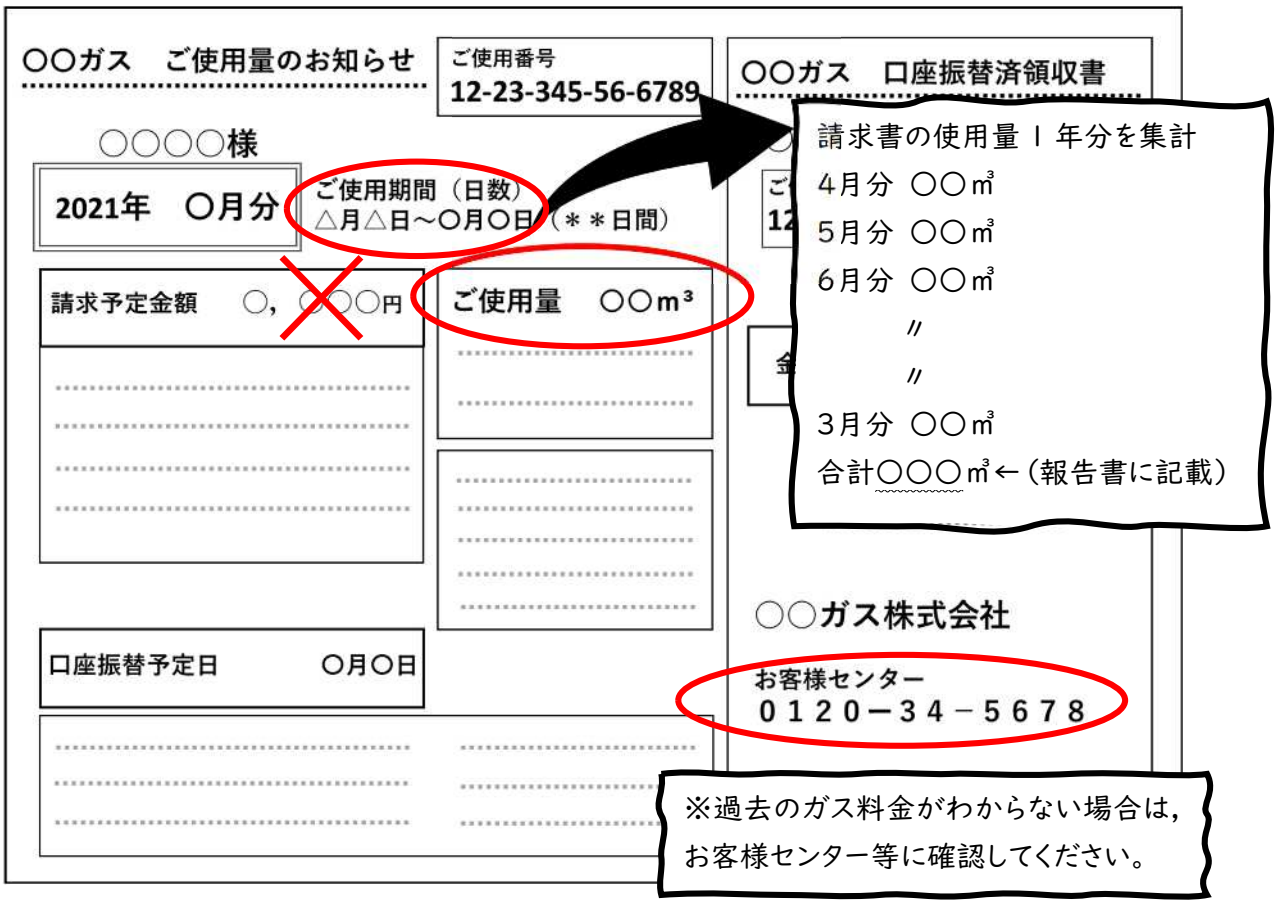

５　フィードバック

準特定事業者の皆様から提出いただいた「エネルギー消費量等報告書」は、京都市にてとりまとめた後「事業活動におけるCO_2排出量の実績、類似用途との比較、省エネ等に関するおすすめの取組」など、省エネ・CO_2削減に役立つ情報を提供させていただきます。

今後の取組にお役立てください。

参考

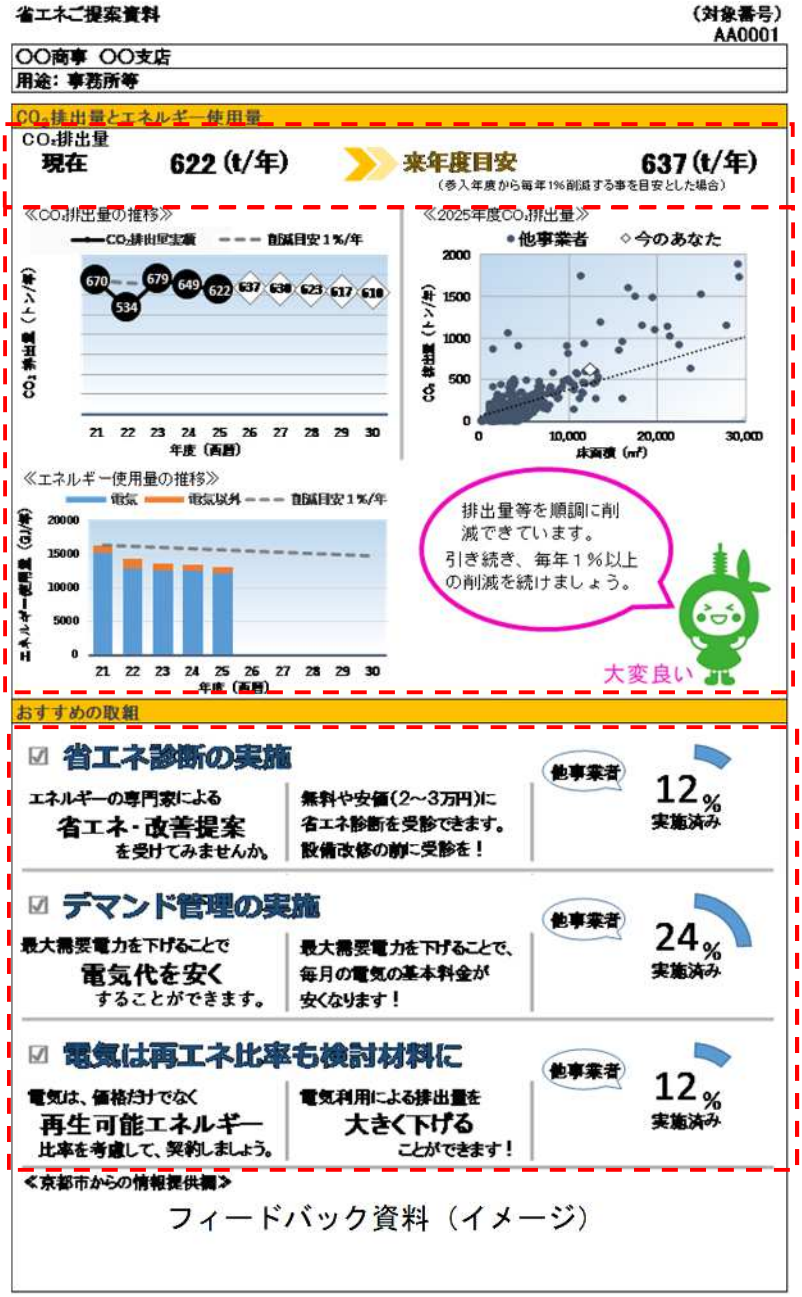

フィードバック資料（イメージ）

① CO_2排出実績及び削減目標（参考）などを示します。

② CO_2排出量及びエネルギー消費量の推移並びに類似用途建築物におけるCO_2排出量の分布を示します。

③ エネルギー消費量等報告書の「省エネに関する取組状況」について、実施できていない項目から、おすすめの取組を紹介します。

６　Ｑ＆Ａ

制度概要

Ｑ１－１　この制度の趣旨は？

Ａ１－１　中小事業者においては、自社の事業活動に伴うエネルギー量、CO_2排出量等を把握していない又は、把握したくても方法がわからない等の課題があります。この制度のフィードバック資料を通じて、エネルギー消費量等を把握いただくことにより、省エネへの関心、排出量削減への道筋を示すものです。

また、省エネ補助金、省エネ診断、セミナー等についても、案内することにより、省エネ改修等に結び付けていく意図もあります。

対象の要件

Ｑ２－１　制度対象事業者は？

Ａ２－１　事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が１，０００㎡以上の建築物を所有されている方が本制度の対象となります。ただし、特定事業者は、本制度の対象外です。

Ｑ２－２　敷地内に複数棟がある場合、１，０００㎡はどのように判断するのか？

Ａ２－２　複数の建築物のうち、１棟毎に事業の用に供している部分の床面積の合計が１，０００㎡以上の建築物が対象となります。

※　例えば、敷地に建物２棟あり、Ａ棟は７００㎡（非対象）、Ｂ棟目１，５００㎡（対象）となる場合、Ｂのみが報告対象となります。

Ｑ２－３　敷地内に複数の建築物がある。まとめて報告をして構わないか？

Ａ２－３　報告対象は建築物単位となりますが、同一敷地内において共通の用途（学校における校舎、体育館、部室棟等）である場合は、１枚の報告書にまとめて報告してください。

※　面積等の記載方法は、対象面積を合算した値を記載してください。

Ｑ２－４　分譲マンションの１～２階に１，５００㎡の事業所が入居（又は区分所有）しており、３階以上が住戸となっているが、報告対象となるのか？

Ａ２－４　住宅やアパートなどの居住用部分の床面積を除き、事業の用に供する部分の床面積の合計が１，０００㎡以上となる場合が報告対象です。よって、本件の場合報告対象となります。

Ｑ２－５　サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の場合、住居系の部分の扱いはどのようになるのか？

Ａ２－５　介護や食事サービスの有無など使用形態によって、居住用部分の扱いが異なる場合があります。個別に京都市に御相談ください。

Ｑ２－６　建築物所有者と建築物管理者が異なるが、報告者は誰になるのか？

Ａ２－６　下記のいずれかに当てはまる者を所有者とみなすことができます。

・対象建築物の管理組合の代表者
・上記の管理組合が構成されていない場合は、対象建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
・対象建築物の全部を賃借等の理由により、事実上占有している者
・対象建築物の所有者から、その建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

Ｑ２－７　報告対象であること（本制度）を認識したのが遅く、それまでの電気使用量などを把握できていない。どうすればよいか？

Ａ２－７　過去の使用量を確認できるサービスを実施している場合があります。契約の電力事業者やガス事業者に問合せをいただくなどして、過去の使用量を確認していただき、報告書を提出していただくようお願いします。

どうしても不明な場合は、地球温暖化対策室に御相談してください。

Ｑ２－８　建築物所有者であるが、入居者が電力・ガス会社と直接契約をしているため、電気使用量（電気料金）を把握していない。報告対象となるのか、また、報告者は誰になるのか？

Ａ２－８　個々の入居者を報告対象にすることは考えておりません。制度担当者を選出いただき、報告のとりまとめ・提出等をお願いいたします。

報告書の提出について

Ｑ３－１　報告書の提出時期はいつか？

Ａ３－１　毎年度５月末日までに提出してください。

Ｑ３－２　提出方法はどういったものがあるか？

Ａ３－２　電子メール、郵送、ＦＡＸ、持参による報告書の提出が可能です。

受付控えについて

Ｑ４－１　受付控えが必要な場合はどうすれば良いか？

Ａ４－１　控えについて、交付しておりません。受領印を押した控えを御希望の場合は、２部（正・副）を直接窓口まで御持参いただくか、切手を貼付した返信用封筒（宛名記入済のもの）を同封して郵送してください。

その他

Ｑ５－１　未提出者への罰則はあるのか？

Ａ５－１　数度の督促を行った後にでも提出頂けない所有者様へは、勧告・公表といった措置を講じることがあります。（条例第７７条）

Ｑ５－２　制度について質問・相談があるがどこに問合せすれば良いか？

Ａ５－２　以下の連絡先に問合せをお願いいたします。

京都市　環境政策局地球温暖化対策室（準特定事業者担当）

電話　０７５-２２２-４５５５

ＦＡＸ　０７５-２１１-９２８６

ﾒｰﾙ　jtco2@city.kyoto.lg.jp

7　資料　様式について（要綱第８号様式）

要綱第８号様式

エネルギー消費量等報告書

識別コード	

（宛先）　京都市長	年　月　日
提出者の住所（法人にあっては，主たる事業所の所在地） 〒	提出者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者名）

京都市地球温暖化対策条例第４５条第１項の規定により提出します。

実績の年度	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の延床面積	m^2
建物の利用用途	

電気	使用量※	kWh
	太陽光パネル設置容量	kW
ガス使用量※		m^3
灯油使用量※		L
重油使用量※		L

※　前年度（前年４月～今年３月）の年間使用量を記載してください。

省エネに関する取組状況（該当する回答項目に「レ」又は「■」を記入）

省エネ・再エネに関する取組	□　省エネ診断を受診したことがある。
	□　建物の主要な照明は，ＬＥＤである。
	□　空調の設定温度は，省エネを意識して管理している。
	□　空調・換気設備，給湯機は定期的に清掃・点検を行っている。
	□　エネルギー消費量，ＣＯ２排出量等に関して削減目標を設定している。
	□　電力会社は，価格だけではなく，再エネ比率も考慮して選んでいる。
環境に対する取組	□　ＥＭＳ(環境マネジメントシステム)を導入している。
	□　製品等の購入時は，価格だけではなく，省エネ・環境性能も考慮している。
	□　環境を意識した，製品・サービスを顧客に提供している。
フロン対策	□　冷蔵庫等はノンフロン製品を使用している。
	□　業務用エアコンには法律で定期点検の義務がある事を知っている。
その他，省エネに関する取組事項等	

連絡先	担当者名（法人にあっては，名称及び代表者名）
	担当者住所（法人にあっては，主たる事業所の所在地） 〒
	担当者部署，氏名，連絡先 電話番号　　－　　－ E-mail　　@

要綱第８号様式

エネルギー消費量等報告

識別コード	

（宛先）　京都市長	令和8年　月　日
提出者の住所（法人にあっては，主たる事業所の所在地） 〒	提出者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者名）

京都市地球温暖化対策条例第４５条第１項の規定により提出します。

実績の年度	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の延床面積	m^2
建物の利用用途	

電気	電気使用量※1	kWh
	太陽光発電量※1	kWh
	太陽光パネル設置容量	kW
ガス使用量※1		m^3
灯油使用量※1		L
重油使用量※1		L

※　前年度（前年4月1日～今年3月31日）の年間使用量等を記載してください。

省エネに関する取組状況（該当する回答項目に「レ」又は「■」を記入）

省エネ・再エネに関する取組	□	省エネ診断を受診したことがある。
	□	建物の照明は全てＬＥＤである。
	□	空調の室内温度や運転時間等のルールを設け適正に管理している。（参考：市推奨夏２８℃，冬２０℃）
	□	空調（室外機フィン、フィルター等）・換気設備，給湯機は定期的に清掃・点検を行っている。□
	□	建物の窓に高断熱窓（ペアガラス、Low e複層ガラス等）を導入している。
	□	電力の最大需要電力（デマンド値）をリアルタイムで監視し、デマンド値を抑制することに努めている。
	□	グリーン電力証書、非化石証書又はJ-クレジットを購入している。
	□	再生可能エネルギー比率が高い電力会社・電力料金プランと契約している。
		（上記チェックを入れた方のみ）　再エネプラン排出係数　　kg CO2/kWh
環境に対する取組	□	ＥＭＳ（環境マネジメントシステム）を導入している。
	□	脱炭素に関する社内研修の実施や、セミナーの受講奨励を行っている。□
フロン対策	□	冷蔵庫等はノンフロン製品を使用している。
その他，省エネに関する取組事項等		

連絡先	担当者名（法人にあっては，名称及び代表者名）
	担当者住所（法人にあっては，主たる事業所の所在地） 〒
	担当者部署，氏名，連絡先 電話番号　　－　　－ E mail　　@

８　資料　根拠条例

京都市地球温暖化対策条例（抄）

第６章 エネルギー消費量等報告によるエネルギー消費量の削減
（エネルギー消費量等報告書の提出）
第４５条 事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が別に定める面積以上であるものの所有者（特定事業者を除く。以下「準特定事業者」という。）は、毎年度、当該年度の事業活動に伴うエネルギーの消費量について、事業活動に伴うエネルギーの消費量に係る報告書（以下「エネルギー消費量等報告書」という。）を作成し、当該年度の翌年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。
２ エネルギー消費量等報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 準特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 事業活動に伴うエネルギーの消費量の実績
(3) 事業活動に伴うエネルギーの消費量を削減するために実施した措置の内容
(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（エネルギー消費量等報告書を提出した準特定事業者に対する指導及び助言）
第４６条 市長は、準特定事業者の事業活動に伴うエネルギーの消費量を効果的に削減させるため、前条第１項の規定によりエネルギー消費量等報告書を提出した準特定事業者に対し、その事業活動の状況に応じて、必要な指導及び助言をするものとする。
（準特定事業者以外の事業者によるエネルギー消費量等報告書の提出）
第４７条 準特定事業者以外の事業者は、事業活動に伴うエネルギーの消費量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、単独で又は共同して、エネルギー消費量等報告書を作成し、別に定める日までに市長に提出することができる。
２ 第４５条第２項及び前条の規定は、前項の事業者がエネルギー消費量等報告書を提出する場合について準用する。
（勧告及び公表）
第７７条 市長は、特定事業者、自動車販売事業者、準特定事業者、特定建築主、準特定建築主、建築士及び特定緑化建築主が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
(1) 第３２条第２項、第３３条第２項又は第３５条第３項の規定による報告をしなかったとき。
(2) 第３７条第１項、第４０条第１項、第４５条第１項、第４９条第１項又は第６９条第１項による提出をしなかったとき。
(3) 第３７条第３項、第４９条第３項、第５１条第１項、第５５条、第６０条第１項若しくは第２項、第６４条、第６９条第２項又は第７１条の規定による届出をしなかったとき。
(4) 第７５条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
２ 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

京都市地球温暖化対策条例施行規則（抄）

第５章 エネルギー消費量等報告書の提出
（準特定事業者）
第１９条 条例第４５条第１項に規定する別に定める面積は、１，０００平方メートルとする。
（エネルギー消費量等報告書の提出期限）
第２０条 条例第４５条第１項に規定する別に定める日は、５月３１日とする。
（準特定事業者以外の事業者によるエネルギー消費量等報告書の提出期限）
第２１条 条例第４７条第１項に規定する別に定める日は、同項に規定する指導及び助言を受けようとする年度の５月３１日とする。

エネルギー消費量等報告書に関する要綱

（目的）
第１条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第４５条第１項に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条 この要綱において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。
（所有者の範囲）
第３条 条例第４５条第１項に規定する事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が別に定める面積以上であるものの所有者とは、当該建築物に対し民法上の所有権を有する者とする。ただし、次の各号に掲げる者を所有者とみなすことができる。
⑴ 当該建築物の管理組合の代表者
⑵ ⑴の管理組合が構成されていない場合は、当該建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
⑶ 当該建築物の全部を賃借その他の理由により、事実上占有している者
⑷ 当該建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理にとどまらず、当該建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者
附 則（令和３年１１月１９日制定）
この要綱は、令和３年１１月１９日から実施する。

京都市環境政策局地球温暖化対策室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話:075−222−4555 , FAX:075−211−9286

メール:jtco2@city.kyoto.lg.jp